

共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関するお知らせ

■ 共通報告基準（CRS）及び実特法とは

近年、富裕層による海外の金融機関等を利用した金融資産の隠ぺいによる脱税行為や租税回避行為が、国際社会が抱える深刻な問題になっております。

このような行為に対する世の中の関心、批判が高まる中、日本を含むOECD加盟国では、非居住者の口座情報等を各国の税務当局間で交換するための国際ルールとして「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を策定しました。

日本においても、平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）において「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下、「実特法」という）を改正し、法施行日以降、金融機関等において口座開設等の対象となる取引を行う際に、お客様から「税法上の居住地国（※）」等を記載した「届出書」をご提出いただき、以下に該当する者が保有する口座情報等を収集、国税庁に対して定期的に報告することを金融機関に義務付け、これらの情報に基づき、各国税務当局と自動的に情報交換が行われます。

- ・「税法上の居住地国が日本以外の自然人、法人及びその他の組織」
- ・「税法上の居住地国が日本以外の自然人が実質的支配者になっている一部の法人」

（※）「税法上の居住地国」とは、その国の「居住者」とされ、所得税または法人税に相当する税を課される国をいいます。「居住者」の定義は各国により相違しております。「居住地国」が複数存在する場合は、すべてについてお申し出ください。

■ お客様にご対応いただきたい手続について

1. 平成29年1月1日以降に口座開設等を行うお客様
・「税法上の居住地国」等、必要事項を記載した「届出書」および本人確認書類等をご提出いただく必要がございます。
2. 平成28年12月31日以前に既にお取引を頂いているお客様
・確認のため「税法上の居住地国」等、必要事項を記載した「届出書」および本人確認書類等のご提出をお願いする場合がございます。
3. 「税法上の居住地国」が変更になるお客様
・変更が生じた日から3ヶ月以内に「届出書」をご提出いただく必要がございます。

■ お客様にご申告いただく事項

1. 個人のお客様
・氏名、住所、生年月日、税法上の居住地国、税法上の居住地国が日本以外の場合は、当該国における納税者番号 など
2. 法人のお客様
・法人の名称、本店もしくは主たる事務所の所在地住所、税法上の居住地国、法人の種別、税法上の居住地国が日本以外の場合は、当該国における納税者番号 など

■ 本制度の詳細について

本制度の詳細については、国税庁のホームページ

（<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>）をご確認ください。